

# 業務及び財産の状況に関する説明書類

第 18 期 2024 年 5 月 31 日から 2025 年 6 月 30 日まで

2025年9月30日作成

桜橋監査法人  
大阪市北区梅田2丁目1番3号  
代表社員 川崎 健一

## 一 業務の概況

### 1. 監査法人の目的及び沿革

目的...

1. 財務書類の監査又は証明の業務
2. 財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務
3. 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

沿革...

2007年11月6日 設立  
現在に至る。

### 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当法人は、無限責任監査法人です。

### 3. 業務の内容

#### (1) 業務概要

当法人は、財務書類の監査又は証明の業務、財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務を行っております。

なお、当期末における被監査会社の契約種類別の会社数及びそれぞれの大会社等の数は下記(3)に記載しております。

#### (2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2025年6月30日現在

(会計年度末日)

区分	対象会社等数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	10社	10社
金商法監査	-社	-社
会社法監査	-社	-社
学校法人監査	-社	-社
労働組合監査	-社	-社
その他の法定監査	1社	-社
その他の任意監査	8社	-社
計	19社	10社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社数
大会社等	4社
その他の会社等	10社
計	14社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

経営の基本方針

当監査法人は『クライアントとともに、前向きにビジネスを展開する』地域密着型の監査法人を目指し、高品質で信頼できる会計監査業務を通じて、社会インフラに貢献していくことを経営の基本方針としています。

経営管理に関する措置

当監査法人は、各社員が自らの証明業務に責任が限定される有限責任制度を採用しておらず、監査責任者全員が無限責任社員として、相互監視と相互牽制を行うとともに、強い信頼関係を通じた緊密なパートナーシップ型の法人運営形態を採用していることから、意思決定の方法は、社員全員が上下関係なく自由闊達に議論を行ったうえで合議制により決定しております。

また、社員会において各社員の担当業務を定めております。社員担当業務として、品質管理担当、人事担当、IT担当等があり、当該担当業務の執行状況について、社員会において報告・検討されております。

加えて、独立した立場から当監査法人の運営を監視・評価するため、社員会に当監査法人に独立性を有する第三者を加えた経営評議会を設置し、監督・評価機関としての役

割を整備しております。具体的には、経営機能の実効性、組織的な運営の実効性、法人の人材育成、人事管理・評価・報酬決定、内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備、被被監査会社等との意見交換等に関して、助言・提言、評価を受けております。独立性を有する第三者に対しては、適時かつ適切に必要な情報を提供するために、社員会の議題及び関連情報を事前に送付することで、監視・評価の実効性を高めております

#### 法令遵守に関する措置

当監査法人及び監査実施者が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に担保するために、監査の品質管理規程の他、職業倫理・独立性、監査業務の実施、審査等に係る細則、様式等を整備し運用しております。

#### その他

該当事項はございません。

- (2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

#### 専任の部門の設置または専担者の選任の状況

当監査法人は品質管理担当責任者を選任し、当監査法人の品質管理システムに関する最高責任者の役割を担っております。具体的には、品質管理システムの整備及び運用に関する責任、独立性に関する要求事項の遵守、並びにモニタリング及び改善プロセスを含む、品質管理システムの全ての側面に対して責任を担っております。

専任の部門または専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理担当責任者は、法人の規模より、専任の形態は採用していませんが、上場会社等の監査業務の実施の範囲を制限すること、品質管理業務に従事する時間の一定割合の確保等により独立性の確保を行っております。

- (3) 業務の品質の管理の状況等の評価

基準日（会計年度中の一定の日）

2025年6月30日

業務の品質の管理の目的

当監査法人は、実施する業務に関して、以下の合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備し、運用しております。

- ・当監査法人及び専門職員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って、自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。

- ・当監査法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

#### ア．業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

監査の品質管理規程において、当監査法人及び専門要員は、職業倫理に関する規定及び倫理規則に定める各基本原則を遵守しなければならない旨を定めています。独立性の確保においては、日本公認会計士協会が公表する独立性チェックリストを使用し、独立性の確保の確認を定期的実施しております。

#### イ．業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新について、関与先の誠実性、不正リスク、業務を実施するための適正、能力、及び人的資源、独立性の確保が出来ているかを、定量、定性判断をするための様式に従って判断し、社員会にて承認を行っております。

#### ウ．業務を担当する社員その他の者の選任

当監査法人では社員の評価については、「事務所全体の品質管理」、「個別監査業務の品質管理」、「知識・能力」、「審査」、「経営意識」の指標に基づく評価を行うこととしております。

業務を担当する社員その他の者の選任に関しては、当該評価及び実務経験並びに時間の確保を勘案して、被監査会社の業務内容に適合した社員及び審査員の指名を社員会の承認に基づき実施しております。

#### エ．人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

##### (ア) 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬決定については、「事務所全体の品質管理」、「個別監査業務の品質管理」、「知識・能力」、「審査」、「経営意識」の指標に基づく評価を行うこととしており、評価結果に基づき決定しています。

##### (イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

年複数回の事務所主催研修により監査の品質管理に関する研修を開催するとともに、事務所を選定した e-learning 教材の受講を半期ごとに全専門職員に必須受講研修として要求し、CPD 履修義務者たる正会員は非常勤勤務者含め、全員に履修情報開示先法人登録を実施し、その履修状況を監査法人向け履修結果通知書出力機能で確認、申請期限前に未受講者に対するリマインドを実施する運用としてお

ります。事務所主催研修には、法定監査従事者としての必須研修項目に加えて、情報セキュリティ、インサイダー取引規制等の研修も実施しております。

#### (ウ) その他

##### 採用方針

法人全体の業務量に対応して、随時常勤職員及び非常勤職員の採用活動を行っております。採用プロセスでは、書類選考及び面談により、候補者の専門的スキルや実務経験を評価し、当監査法人が求める高い職業倫理観を持ち合わせているかを確認します。また、候補者が当監査法人の目指す方向性や価値観を理解し、その理念に共感しているかを評価します。採用後も定期的に教育・研修を通じて職業専門家としての能力向上をサポートし、専門職員一人ひとりが成長できる環境を整えております。

#### オ. 業務の実施及びその審査

##### (ア) 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項については、業務執行社員及び審査担当者が検討した上で、必要な場合には法人内外専門的な見解の問い合わせ先に照会を行うことにしております。また、監査チームは、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、または不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ内外の適切な者に専門的な見解の問い合わせを行うことにしております。

##### (イ) 監査上の判断の相違の解決

監査専門職員は監査チーム内で監査上の判断の相違が生じるおそれのある場合は速やかに業務執行社員に報告することにしております。また業務執行社員と審査担当者との間で監査上の判断の相違が生じた場合は、社員会での討議、専門家等の見解の入手等を行い監査上の判断の相違を解決することにしております。

##### (ウ) 監査証明業務に係る審査

社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている一部の監査業務を除き、全ての監査業務を審査の対象とし、社員会で、監査業務ごとに審査担当社員を選任しています。審査においては関連する様式を整備し、重要な項目ごとに監査責任者及び審査担当社員が確認（サイン）することとしています。また審査は、監査計画から意見表明まで、監査期間を通して実施することとしています。

##### (エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行

っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

調書整理完了時に監査調書のデータ化(PDF化)を行い、ZIP形式でアーカイブ

したうえで、品質管理責任者のみもしくは、品質管理責任者が担当する業務の監査調書については事務所代表のみがアクセス権を保持するデータフォルダに保管管理し、監査チームは一切アクセス、修正・編集ができない仕組みを整備しております。

(オ) その他

該当事項はございません。

#### カ．業務に関する情報の収集及び伝達

業務に関する情報の収集及び伝達に関する品質目標としては、以下の事項が重要だと認識しております。

- ・情報システムが内外の情報源を問わず、品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別し、補足し、処理し、維持すること。
- ・当監査法人の組織風土が、コミュニケーションの重要性を全専門要員に認識させ、強化するものであること。
- ・関連性のある信頼性の高い情報が、監査チームを含む当監査法人全体で交換されていること。
- ・関連性のある信頼できる情報が、外部の関係者にも伝達されていること。

このような方針のもと、当監査法人は品質管理システムを支える方針、手順、ガイドライン等に対して、業務に関連する専門職員全員がアクセス可能な環境を維持しております。

また、当監査法人は、監査基準等の新設・改廃情報を、適時に収集し、監査基準等の新設・改廃を踏まえて、必要に応じて研修を実施して周知するとともに、監査業務実施マニュアル・監査調書様式の改訂を実施し、メールやグループウェアで周知することで、基準の改正に対応しております。加えて、3か月に一度の頻度で、3か月間に公表された関連法規、監査基準及び会計基準等の改正や被監査会社と同業種の不正事案などの品質向上に資する情報をまとめた品質レターを作成し、全専門職員に向けて発信しております。

さらに、研修制度として、CPDとして求められている必須研修分野を含めた年2回以上の全専門職員を対象とした全体研修を実施するとともに、日本公認会計士協会が提供するe-learning研修のうち、当監査法人の業務に必要と考える教材を選定・受講管理することで人材の育成及び必要な品質水準を確保しております。

#### キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人が後任監査人の場合、会社から監査人予定者の指定に関する通知書を入手した後に、前任監査人に監査業務の引継を要請し前任監査人への質問及び前任監査人の監査調書の閲覧による引継を実施することとしております。

実施した監査業務の引継の内容については、記録を作成して前任監査人との相互の確認を行った後に、社員会が引継の内容に基づき受嘱を最終承認することとしております。

当監査法人が前任監査人として会社から監査人予定者の指定に関する通知書を受け取った場合、または当監査法人が監査契約の締結の辞退若しくは監査契約の解除を行う場合は、監査人予定者が監査契約締結の可否の判断及び監査を実施する上で有用な情報を誠実かつ明確に監査人予定者に適時に提供することとしております。また、監査人予定者が監査契約の締結の可否を判断する前に知っておく必要があると当監査法人が判断した違法行為又はその疑いに関するすべての事実と情報を監査人予定者に提供することとしております。さらに、当監査法人が監査の過程で識別した重要な事項を監査人予定者に伝達することとしております。

#### ク．アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当監査法人は、監査業務の社会的重要性に鑑みて監査業務の品質管理を重視しており、品質管理システムに関して、事務所の代表社員が最終的な責任を負っております。

また、品質管理システムに関する整備及び運用に関する責任は品質管理担当責任者が負っております。

#### ケ．アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当監査法人は、品質管理システムの実行にあたり、目標設定、リスクの識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施に関して日本公認会計士協会が提供する監査事務所における品質管理に関するツールを基礎にしたリスクの識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施をしております

#### コ．アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人は、ツールの様式に従った識別されたリスクの評価並びに当該リスクに対処するための方針のモニタリングを実施し、モニタリングを踏まえた必要な措置は、品質管理担当責任者に報告がなされ、必要と認められた改善措置を継続的に実施しております。

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

モニタリングで識別された不備の重要性と広範性を勘案したうえで、根本原因に応じた識別された不備に対処するための是正措置を講じております。

当監査法人の代表は、これらのプロセスの結果を踏まえて、2025年6月30日を評価基準日とする評価を実施した結果、当監査法人の品質管理システムは、その目的が達成されているという合理的な保証を当社に提供していると評価しております。

の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項はございません。

- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人の社員は全て公認会計士であり、特定社員はありません。監査証明業務に関して、監査責任者(すべて公認会計士である社員)による意見形成の過程を文書化しており、また、意見表明のための審査表において、重要項目ごとに、監査責任者及び審査担当社員(いずれも公認会計士である社員)による確認(サイン)を要求し、不当な影響を及ぼすことのないように留意しております。

- (5) 直近において日本公認会計士協会の調査(公認会計士法第46条の9の2第1項(品質管理レビュー))を受けた年月

2025年4月

- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当監査法人の代表である川崎健一は、品質管理担当責任者より社員会で報告を受け、当監

査法人の第 18 期（2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）の業務の品質管理の方針策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

5．公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む）に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称  
該当事項はございません。
- (2) 当該業務上の提携を開始した年月  
該当事項はございません。
- (3) 当該業務上の提携の内容  
該当事項はございません。

6．外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称  
該当事項はございません。
- (2) 提携を開始した年月  
該当事項はございません。
- (3) 業務上の提携の内容  
該当事項はございません。
- (4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要  
該当事項はございません。

## 二 社員の概況

### 1．社員の数

公認会計士	特定社員	合計
8 人	- 人	8 人

### 2．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	重要な事項に関する意思決定	8 人	- 人	8 人

### 三 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 桜橋 監査法人	大阪市北区梅田 2丁目1番3号	8人	-人	8人	6人

### 四 監査法人の組織の概要

組織図を参照

### 五 財産の概況

#### 1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第17期 2023年7月1日～ 2024年6月30日	第18期 2024年7月1日～ 2025年6月30日
売上高		
監査証明業務	306,600	348,400
非監査証明業務	34,295	49,145

#### 2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であり、添付義務はないため省略しております。

#### 3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であり、添付義務はないため省略しております。

#### 4. 供託金の額

該当事項はございません。

#### 5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はございません。

六 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

1. 金商法・会社法監査

株式会社グルメ杵屋

株式会社 JB イレブン

株式会社ユニバーサル園芸社

株式会社ナガオカ

ムラキ株式会社

株式会社 EM システムズ

日本 PC サービス株式会社

株式会社ヒガシホールディングス

株式会社ダイケン

神戸天然物化学株式会社

以上

# 桜橋監査法人 組織図

